

2017年5月特集号

5月は消費者月間です。この春から新しい生活をスタートさせた方も多いと思います。ここで、暮らしの中の「契約」について改めて考えてみましょう。

●そもそも「契約」って何？

- ①法的な責任をとる約束で、お互いに、契約内容を守る義務があります。
- ②お互いの合意により成立。原則として“口約束”で契約は成立します。契約書は契約の内容を明らかにし、トラブルをさけるために作成するものです。
- ③一旦契約が成立すると一方的にやめることはできません。ただし、強制されたり、だまされたりして結んだ契約を守る必要はありません。自由に選んだり、決めたりできなかった場合などは取り消すことができます。

●暮らしの中のいろいろな「契約」

- | | |
|--------------|----------------|
| *スーパーで野菜を買う。 | *洋服をクリーニングに出す。 |
| *電車に乗る。 | *コインロッカーを利用する。 |
| *病院で診察を受ける。 | *アパートを借りる |
| *映画を観る。 | |

などたくさんあります

●「契約」をやめたいとき

契約は、一方的にやめることはできませんが、一定の事情があるとき、やめられる場合があります。

- *公序良俗の反する契約（無効）
- *詐欺や脅迫があった場合（取り消し）
- *未成年者や成年後見制度を利用している人が契約した場合（取り消し）
- *中途解約が可能な取引
- *クーリング・オフが可能な取引

●クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売のような不意打ち的な勧誘があった取引、マルチ商法、内職商法、指定された役務（語学教室、エステ、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービス）の取引の場合、一定の期間内であれば無条件で契約を解除することができます。

※店舗で買った物はクーリング・オフできません。

※通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。各業者の返品特約（返品についてのきまり）に従うこととなります。返品特約の表示をしていない場合には商品を受け取ってから8日間を経過するまでの間は契約の解除が可能です。

●「契約」をする前に

一旦契約が成立すると簡単にはやめられません。契約する前に「その契約が本当に必要かどうか」よく考えましょう。金額が高額な契約、長期間にわたる契約については特に慎重に考えましょう。

契約のことでわからないことがありましたら消費生活センターにご相談ください。

契約の前にチェックしましょう

- 本当に必要ですか？
- 商品や金額など内容に納得できますか？
- 他社の商品と比較しましたか？
- 説明を受けたことが契約書に書かれていますか？
- 契約書の内容を理解できましたか？
- 分割払いの場合—最後まで支払っていただけますか？
- 中途解約できる場合—解約時の条件（違約金、精算方法など）を確認しましたか？
- 長期にわたる契約の場合—本当に長期間続けられますか？

四街道市消費生活センター	相談専用電話	043-422-2155
	月～金曜日	9:00～16:00（祝祭日等除く）
	第1・第3土曜日	上記時間で電話相談のみ